

# 「医療安全調査委員会設置法案（仮称）大綱案」に対する意見募集について

平成20年6月13日  
厚生労働省医政局  
総務課医療安全推進室

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室では、平成20年6月13日（金）より「医療安全調査委員会設置法案（仮称）大綱案」及び「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案－第三次試案－」について、国民の皆様からのご意見を募集します。

## 1 背景等

厚生労働省では、医療事故による死亡の原因究明・再発防止という仕組みについて、本年4月に「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案－第三次試案－」（以下「第三次試案」という。）を公表し、国民の皆様よりご意見を募集しております。

※平成20年5月16日までに寄せられたご意見の状況については、厚生労働省ホームページの次のURLをご覧ください。

・ <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/kentou/index.html>

この度、第三次試案の内容について、パラグラフごとに「法律で対応する事項」、「政省令で対応する事項」、「医療安全調査委員会が定める実施要領・規則で対応する事項」等にそれぞれ区分して明記しました。

これらのうち、「法律で対応する事項」については、法律案の大綱化した場合の現段階におけるイメージを作成し、「医療安全調査委員会設置法案（仮称）大綱案」として公表いたします。

医療事故による死亡の原因究明・再発防止を図る仕組みについては、今後とも広く国民的な議論を望むものです。

つきましては、本大綱案及び第三次試案について広く国民の皆様からご意見をいただきたく、以下の要領にてご意見の募集をいたします。

## 2 意見募集対象

- 医療安全調査委員会設置法案（仮称）大綱案
- 別添「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案－第三次試案－」

## 3 資料入手方法

### （1）電子政府の総合窓口 [e-Gov] における掲載

(<http://www.e-gov.go.jp>)

### （2）窓口での閲覧・配布

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

（東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館8階）

## 4 意見の提出方法等

個人のご意見の場合は【様式1】、法人・団体のご意見の場合は【様式2】の意見書に氏名（法人・団体の場合は、法人名及び代表名）、連絡先（住所・電話番号・電子メールアドレス等）などの項目を必ず明記の上、ご意見を日本語でご記入いただいたものを、以下の（1）から（3）のいずれかの方法により提出してください。なお、所定様式以外の用紙で提出する場合は、以下の（4）に留意してください。

また、ご意見の提出に当たっては、次の①から④について、あらかじめご了承ください

- ① 意見書の提出者が不明な場合やご意見が記載されていない場合は、ご意見を無効扱いさせていただくことがありますので、ご注意ください。
- ② いただいたご意見は公表させていただくことがあります。その場合の取扱いは、以下の6をご参照ください。
- ③ いただいたご意見に対し個別の回答はいたしかねます。
- ④ 電話による意見の受付はいたしかねます。

### （1）電子メールを利用する場合

（ 電子メールアドレス：「taikouan」に続けて「@mhlw.go.jp」とする。  
厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 あて ）

※ 送信する電子メールの件名は「大綱案に対する意見」としてください。

※ ご意見の提出は、【様式1】又は【様式2】の電子ファイルをメールに添付して提出してください。（ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフトWordファイル（2003若しくはそれ以前のバージョン）、ジャストシステム社一太郎ファイル又はPDFファイルのいずれでも構いません。）

※ 容量が5MBを超える場合は、ファイルを分割する等した上で提出してください。

## （2）郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 あて

※ 封筒に『「大綱案に対する意見」在中』と記載してください。

## （3）FAXを利用する場合

FAX番号：03-3501-2048  
厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 あて

※ 件名は「大綱案に対する意見」としていただき、照会先窓口（03-5253-1111（内線：2580、2579））に電話連絡後、送信してください。

## （4）ご意見を所定様式以外の用紙で提出する場合の留意事項

- 用紙は日本工業規格A列4番とし、ページ番号を記載してください。
- 氏名（法人・団体の場合は、法人名及び代表者名）、連絡先（住所・電話番号・電子メールアドレス等）を必ずご記入ください。

### <個人のご意見の場合>

- 氏名、所属、意見本文のそれぞれについて、公表の可否を必ずご記入ください。
- 【様式1】（個人用）の4～8の項目について、必ずご記入ください。

### <法人・団体のご意見の場合>

- 法人・団体名、代表者名、意見本文のそれぞれについて、公表の可否を必ずご記入ください。

## 5 意見提出期限

概ね1か月程度で中間的な取りまとめを行います。

## 6 提出いただいたご意見を公表する場合の取扱い

提出いただいたご意見については、公表させていただくことがございます。その場合の取扱いについては、以下のとおりといたします。

- (1) 個人又は法人・団体に限らず、**連絡先**（住所、電話番号、電子メールアドレスなど）については、**非公表**といたします。

※ 連絡先につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡等、意見募集に関する業務にのみ使用させていただきます。

- (3) **意見本文中に記載された第三者の個人名**（出典元等が明確な文献等の引用を除く。）については、**原則非公表**となりますので、ご意見記載の際にご配慮ください。

- (4) 意見本文中に記載された**法人・団体名、医療機関名**については、**原則公表**いたします。

- (5) **法人・団体としての意見であることの意味が確認できないもの**については、**個人のご意見として公表**いたします。

- (6) **公表の可否が確認できないご意見を公表する場合の取扱い**については、次のとおりいたします。

### <個人のご意見の場合>

ア **氏名、所属、背景**（年齢、職業、医事紛争の経験）、**意見本文**について、公表の意思が確認できない項目は、非公表といたします。

### <法人・団体のご意見の場合>

イ **法人・団体名、代表者氏名、意見本文**について、非公表の意思が確認できない項目は、公表いたします。

#### 【照会先窓口】

厚生労働省 医政局 総務課 医療安全推進室

TEL : 03-5253-1111（代表）（内線 : 2580、2579）

FAX : 03-3501-2048